慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ドイツにおける自殺関与の一部可罰化をめぐる議論の動向
Sub Title	Zur Diskussion über die Kriminalisierung der gewerbsmäßigen Förderung der Selbsttötung in Deutschland
Author	佐藤, 拓磨(Sato, Takuma)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2015
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.31 (2015. 2) ,p.347- 370
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20150227-0347

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドイツにおける自殺関与の一部可罰化 をめぐる議論の動向

佐 藤 拓 磨

- 1 はじめに
- 2 問題の背景
- 3 倫理委員会、学術団体等の提言
- 4 連邦参議院および連邦議会に提出された法律案
 - (1) ザールラント州、チューリンゲン州およびヘッセン州による法律案
 - (2) ラインラント=プファルツ州による法律案
 - (3) 連邦政府による法律案
- 5 政府案をめぐる議論
 - (1) 連邦参議院での議論
 - (2) 連邦議会での議論
 - ア 第1読会における議員の発言
 - イ 法務委員会による公聴会での専門家の意見
 - (3) 医師会の態度
 - (4) 刑法学者による批判
- 6 結びに代えて

1 はじめに

我が国の刑法 202 条は、嘱託を受けまたは承諾を得て他人を殺害する行為のほか、他人を教唆または幇助して自殺させる行為(自殺関与)も処罰対象としている。これに対し、周知の通り、ドイツ刑法典 216 条(以下、条文を挙げる際は、断りがない限りドイツ刑法典を指すものとする)は、要求に基づく殺人(Tötung auf Verlangen)のみ処罰対象としているため、現行法上、自殺関与は不可罰である。

論説 (佐藤)

しかし、ドイツでは、近年、自殺関与の一部を可罰化しようという動きが出ており、これをめぐって一大論争が巻き起こっている。2012 年 8 月 31 日には、連邦政府により、これに関する法律案が連邦参議院に送付され $^{1)}$ 、同年 10 月 22 日には連邦議会に提出された $^{2)}$ 。同法律案は、第 17 選挙期の終了により審議未了のまま廃案となったが、2014 年の夏には、第 18 選挙期における審議を見越して、分野を超えた 4 名の学者らによる私案 $^{3)}$ が公表されるなど、議論は収束の気配をみせない。

本稿は、ドイツにおけるこの問題に関する議論を紹介することを目的とする。自殺関与一般が既に可罰的とされている我が国において、ドイツにおけるこのような動向が、解釈論はもとより、将来の立法論に影響を与えるとは考えにくい。処罰範囲の縮小に向かう法改正が現実的ではないことに加え、自殺関与の可罰性に関する立法的態度は、被害者の自己危殆化の問題などに関する解釈論にも影響を及ぼしうる 4) だけに、容易に変更しうるものとは思えないからである。だが、純粋に比較法的な関心から、刑法学上、我が国と密接な関係を有するドイツにおいて白熱している議論を紹介することは意味のないことではないであろう。

2 問題の背景

可罰化の標的として議論の対象となっているのは、端的にいえば、組織的な

¹⁾ BR-Drs. 515/12.

²⁾ BT-Drs. 17/11126.

³⁾ Gian Domenico Borasio/Ralf J. Jox/Jochen Taupitz/Urban Wiesing, Selbstbestimmung im Sterben— Fürsorge zum Leben. Ein Gesetzvorschlag zur Regelung des assistierten Suizids, 2014. ボラージオは緩和医療学、ヨックスとヴィージンクは医療倫理学、タウピッツは民法および 医事法をそれぞれ専門としている。

⁴⁾ ドイツでは、被害者による意識的な自己危殆化が結果帰属を妨げるという解釈の根拠として、自殺関与が現行法では不可罰であることが引き合いに出されることが多い。たとえば、Rudolf Rengier, Strafrecht AT, 5. Aufl., 2013, S. 94.

自殺介助行為である。

自殺介助サービスを提供する団体としては、ディグニタス(Dignitas)やエグジット(Exit)が有名である。両団体は、いずれもスイスに本拠を置き、会員に対して、終末期に関する相談や患者の事前指示書(Patientenverfügung)の作成に関するサービスのほか、薬剤による迅速かつ苦痛のない自殺を可能とする自殺介助サービスを提供している。スイスにおいては、「利己的な動機により(aus selbstsüchtigen Beweggründen)」自殺へと誘引しまたは自殺を幇助する行為は可罰的とされているが(スイス刑法典 115条)、両団体は、この要件に該当しないような形での介助サービスを提供することによって、同国での活動を可能にしているのである。たとえば、Exit の定款 5)によれば、同団体の活動は経済的利益の追求を目的とするものではなく(1条)、会員は年会費として 45 スイスフランを支払わなければならないが(7条の2)6)、入会3年以上の会員に対しては自殺介助サービスを無料で提供している 7)。また、事前の面談により、自殺希望者の判断能力や意思確認も入念に行われているようである 8)。

一方、ドイツでは、刑法典上、自殺関与は不可罰であるが、実際には適法に自殺介助サービスを提供することは困難である。というのも、自殺のために必要な薬剤を自殺希望者に提供する等の行為は、麻薬法や薬事法上の違反行為に該当しうるからである⁹⁾。連邦通常裁判所の判例においても、不治の重病患者の自殺を助けるために麻薬を輸入、譲渡した事例につき、麻薬法違反の罪を認

⁵⁾ Exit, Selbstbestimmung im Leben und im Sterben, 11. Aufl., 2014, S. 22 f.

⁶⁾ 終身会員の場合、一括で900スイスフランを支払う。

⁷⁾ Exit, Hilft EXIT auch Nicht-Mitgliedern?, http://www.exit.ch/freitodbegleitung/hilft-exit-auch-nicht-mitgliedern/ (2014 年 10 月 31 日最終閲覧。以下、URL を引用する場合はすべて同様)。 これによれば、入会 3 年未満の会員については、会員期間の長さに応じて、900 \sim 3,500 スイスフランの費用負担が生じるという。

⁸⁾ Exit, Wie läuft eine Freitodbegleitung ab?, http://www.exit.ch/freitodbegleitung/wie-laeuft-eine-freitodbegleitung-ab/

もっとも、スイスでその活動実態がどのように評価されているかは別論であろう。本稿では、その点に関する研究までは行うことができなかった。

⁹⁾ Mirja Feldmann, GA 2012, S. 499 f.

めたものがある(ただし、宣告された刑は、刑の留保つき警告という極めて軽いものであった)¹⁰⁾。そのため、ドイツにおける自殺希望者が、Dignitas や Exit による介助サービスを受けるためにスイスに赴くという、いわゆる「自殺ツーリズム」が、2000年ころから大きな社会問題となった。ドイツ国内では、このような組織的な自殺介助サービスのドイツへの流入に対する懸念から、これに対抗するための刑法的対応の必要性が叫ばれるようになったのである。

その懸念は、その後、現実的なものとなる。まず、2005年9月には、Dignitasの支部がハノーファーに置かれた。同団体はドイツ国内では自らの手による自殺介助は行っていないようであるが、これにより組織的な自殺介助の可罰化に向けた議論に火がついたとされている¹¹⁾。さらに、2007年9月には、ローガー・クッシュという元政治家が、自己の名前を冠する自殺介助団体(Dr. Roger Kusch Sterbehilfe e.V.)をハンブルクに設立し、2008年7月から同年11月27日に警察により禁止を命じられるまでの間、複数人に対して自殺介助を行うという事件が起きた¹²⁾。同事件の特徴は、ExitやDignitasの例とは異なり、介助に対する報酬が8,000ユーロと高額であり営利性が認められるような事案であったこと、また、自殺希望者との面談の様子を動画で撮影してインターネット上に公開するという広告活動を行ったことである。

クッシュは、警察による禁止命令に対する異議が斥けられた直後に行われた 雑誌によるインタヴューで、今後自殺介助を行わないと発言したが¹³⁾、報道 によれば、その後、別の団体(Sterbehilfe Deutschland e.V.)を設立し、自殺介助 サービスの提供を再開したようである。そのうち、2012 年に行われた 2 件に

¹⁰⁾ BGHSt 46, 279.

¹¹⁾ Feldmann, a. a. O. (Fn. 9), S. 498 ff.; Eric Hilgendorf, Zur Strafwürdigkeit von Sterbehilfegesellschaften. Aktuelle Strafbarkeitsprobleme im Kontext der assistierten Selbsttötung, Jahrbuch für Recht und Ethik Bd. 15, 2007, S. 480; Heinz Schöch, Strafbarkeit einer Förderung der Selbsttötung?, in: Festschrift für Kristian Kühl zum 70. Geburtstag, 2014, S. 585.

¹²⁾ 事実関係およびこれに関する公法上の問題については、VG Hamburg MedR 2009, 550 を 参照。

¹³⁾ Der Spiegel, 21. 02. 2009, S. 57.

ついては、自殺者の自殺意思が医師による十分な説明に基づくものではなかったとして、故殺罪の嫌疑で起訴された¹⁴⁾。以上のようなドイツ国内の状況も、議論にさらに拍車をかけている。

以下では、これまで具体的にどのような立法提言や法律案が出され、これに対してどのような反応があるのかについて叙述する。なお、本稿で取り上げたもの以外にも、様々な団体や個人により私案が提示されているが、それらを網羅的に取り上げることは断念せざるをえない。

3 倫理委員会、学術団体等の提言

自殺ツーリズムの社会現象化を背景に、この問題に取り組んだのが、2004年に出されたラインラント=プファルツ州の生命倫理委員会の報告書である ¹⁵⁾。同報告書は、自殺ツーリズムの問題に加え、当時、スイスでも自殺介助団体による安易な介助やその活動の不透明性が問題になっていたことなどを挙げ、同様の問題がドイツで生じることを避けるため、麻薬法および薬事法上の罰則に加え、刑法典上に「利欲にかられた (aus Gewinnsucht)」自殺関与を処罰する趣旨の規定を置くことを勧告した ¹⁶⁾。

同報告書の提案は、2005 年に発表されたハインツ・シェヒらによる「死の看取りに関する代案」 $^{17)}$ に引き継がれた。同代案は、ユルゲン・バウマンらによる 1986 年の「臨死介助に関する法律の代案」 $^{18)}$ を、その後の判例、学問および立法の発展を踏まえて現代化し、進歩させたものである $^{19)}$ 。1986 年代

¹⁴⁾ Die Welt Hamburg, 13. 05. 2014, S. 25.

¹⁵⁾ Bioethik-Kommission Rheinland-Pfalz, Sterbehilfe und Sterbebegleitung. Ethische, rechtliche und medizinische Bewertung des Spannungsverhältnisses zwischen ärztlicher Lebenserhaltungspflicht und Selbstbestimmung des Patienten. Bericht der Bioethik-Kommission des Landes Rheinland-Pfalz vom 23. April 2004. 同報告書に対する批評として、Gunnar Duttge, GA 2005, S. 606 ff. がある。

¹⁶⁾ Bioethik-Kommission Rheinland-Pfalz, a. a. O. (Fn. 15), S.25, 133 ff.

¹⁷⁾ Heinz Schöch/Torsten Verrel, GA 2005, S. 553 ff.

¹⁸⁾ Jürgen Baumann u. a., Alternativentwurf eines Gesetzes über Sterbehilfe, 1986.

案は、治療中止(不開始を含む)および間接的安楽死の適法性の要件の明文化や、自由な意思に基づく自殺の不阻止や自殺者の不救助を不可罰とする旨の規定の創設を提言していた²⁰⁾。しかし、2005年代案は、これに加え、「死の看取り法の草案」4条として医師による自殺介助を許容する規定を示す²¹⁾とともに、刑法典215a条として、利欲にかられて他人の自殺を援助した者を5年以下の自由刑または罰金に処するという規定を置くことを提言したのである²²⁾。

同代案の解説によれば、「利欲」とは、「自殺意思を持つ者の窮地を利用して、経費、立替金および医療サービスに対する相当な謝礼の求償を超えた金銭の支払いが要求される」場合に認められる。また、利欲にかられた自殺介助を可罰化する場合の保護法益は、自殺者の生命ではなく、終末期患者の窮地を利用することが社会倫理的に非難されるべきだというところにあるとされている²³⁾。もっとも、ある行為が社会的非難に値することを指摘するだけでは、保護法益の説明としては不十分である。この点、シェヒは、別の論文で、保護法益について、生死に関わる窮地にある者の財産および一般的な行動の自由とみるべきだと説明している²⁴⁾。

2006年7月に公にされた国家倫理評議会(Nationaler Ethikrat)の意見表明『終末期における自己決定およびケア』にも、この問題に関する言及がみられる。同評議会での優勢な意見は、ドイツでは自殺介助の組織的な仲介は受け入れるべきではなく、場合によっては刑法上禁止されるべきだというものであった。その理由は、このようなサービスの提供は自殺の非タブー化をもたらし、それにより、自殺をする危険がある者に対して社会が必要な保護をすることが

¹⁹⁾ Schöch/Verrel, a. a. O. (Fn. 17), S. 556.

²⁰⁾ Baumann u. a., a. a. O. (Fn. 18), S. 11.

²¹⁾ Schöch/Verrel, a. a. O. (Fn. 17), S. 586.

²²⁾ Schöch/Verrel, a. a. O. (Fn. 17), S. 585.

²³⁾ Schöch/Verrel, a. a. O. (Fn. 17), S. 582. なお、「利欲」概念は既に 236 条 4 項 1 号や 283a 条 2 号で用いられ、その定義は「無抑制で度を超えた、道徳的にみていかがわしい程度の 収益の増大」とされるが、ここにいう「利欲」はそれよりも広いとされる。

²⁴⁾ Schöch, a. a. O. (Fn. 11), S. 587 f.

妨げられるというものであった。これに対し、職業法上、医師に自殺介助が禁じられている現状(この点については後述する)では、不治の病に苦しむ患者に逃げ道を残すためにも、組織的な自殺介助を一般的に禁止することに反対する少数意見も主張された。ただし、利益追求目的での自殺介助の可罰化に賛成する点では意見が一致したようである²⁵⁾。

同年9月にシュトゥットガルトで開催された第66回ドイツ法曹大会でもこの問題が取り上げられた。同大会に先立つ同年3月、ザールラント、チューリンゲンおよびヘッセンの3州により、217条 26 として、他人の自殺を援助する目的で、「業として(geschäftsmäßig)」当該他人に機会を仲介または手配した者を5年以下の自由刑または罰金に処する規定の新設を提案する法律案が提出されたが 27 、同法律案をベースとする案 (A案)、2005年代案をベースとする案 (B案)、および他人の窮地を利用し領得の意思で自殺援助をする行為を可罰化すべきだとする案 (C案:シュロート案) 28 が提示され、それぞれ表決が採られた。その結果、A案は過半数を得ず、B案およびC案が過半数を得た 29 。

ここまでみただけでも、自殺関与の一部の可罰化を求める見解には大きく2つのものがあることがわかる。すなわち、組織的または/かつ継続的に行われる自殺介助一般を可罰化すべきだというもの(国家倫理評議会における多数意見および2006年法律案)と、利益追求を目的とする自殺介助に限って可罰化すべきだというもの(ラインラント=プファルツ州生命倫理委員会報告書、2005年代案およびシュロート案)である。誤解をおそれずに具体的にいえば、Dignitas やExit のように利他性を標榜し、かつ、サービスの対価の額からみて営利性が認められないとされている団体300を可罰化の標的とすべきか否かという点につ

²⁵⁾ Nationaler Ethikrat, Selbstbestimmung und Fürsorge am Lebensende, 2006, S. 88 ff., 100 f.

^{26) 217} 条はかつて嬰児殺に関する規定であったが、1998 年の改正で削除された。

²⁷⁾ BR-Drs. 230/06.

²⁸⁾ Urlich Schroth, GA 2006, S. 570.

^{29) 66.} Deutscher Juristentag, Beschlüsse der Abteilung Strafrecht, IV. 3. a-c.

いて、一部可罰化を求める見解の内部で意見が割れているようにみえる。このことが、以下で紹介する各法律案の間の文言の微妙な相違に反映されている。 以下では、連邦参議院および連邦議会に提出された法律案について詳しくみていくことにしたい。

4 連邦参議院および連邦議会に提出された法律案

(1) ザールラント州、チューリンゲン州およびヘッセン州による法律案 31) 2006 年 3 月に連邦参議院に提出された先述の法律案である。その内容は、新たに 217 条として以下の条文を置くことを提案したものである。

「217条 業として行う自殺援助

他人の自殺を援助する目的で、当該他人に対し、業として、自殺のための機会をあっせんし、又は手配した者は、5年以下の自由刑又は罰金に処する。」³²⁾

ここでいう「業として」とは、業務の対象として同種の行為を反復して行うことを指し、利益を得る目的はなくてもよいとされる。機会の「あっせん」とは、自殺希望者に介助者との間の個人的なつながりを得させる行為を指す。「機会を手配をする(die Gelegenheit verschafft)」とは、たとえば上記のような「あっせん」をしてくれる第三者を紹介するように、自殺を本質的に容易化する状況を作出する行為を指し、「あっせん」から漏れ落ちる部分を捕捉するも

³⁰⁾ シェヒによれば、両団体の活動は、2005 年代案の「利欲にかられた」の要件を満たさないという。Schöch, a. a. O. (Fn. 11), S. 587.

³¹⁾ BR-Drs. 230/06.

³²⁾ 原文は以下の通り。

^{§ 217} Geschäftsmäßige Förderung der Selbsttötung

Wer in der Absicht, die Selbsttötung eines anderen zu fördern, diesem hierzu geschäftsmäßig die Gelegenheit vermittelt oder verschafft, wird mit Freiheitsstrafe bis zu fünf Jahren oder mit Geldstrafe bestraft

のである。これに対し、単なる自殺に関する意見交換や、特定の名宛人なく自殺の方法などに関する情報を広く公にする行為はこれにあたらないとされる。また、主観的要件として「目的」が置かれているのは、具体的に自殺を実行させることを意図したものではない一般的な自殺に関する助言や、医師による間接的安楽死や消極的安楽死を処罰範囲から除外するためだとされている。医師によるこれらの行為は、他人の自殺を援助する目的でなされるのではなく、苦痛を緩和する目的で行われるからである 33 。

理由書では、立法の背景として、外国で自殺介助サービスを受けるための仲介をするなどにより、他人に迅速かつ効率的な自殺を可能とする機会を提供する団体がドイツに設立されたことが挙げられている。提案者の主張するところによれば、このような団体の活動の目的は、生きることを肯定する視点からの助言の提供ではなく、いかに素早くかつ確実に自殺希望者の命を絶つかというところにあるが、このような活動は、臨死介助の実務に質的な変容をもたらすという。また、このような組織の活動を通じて、重病に罹患した高齢の患者に対して、自殺介助サービスを受けることを期待する圧力が生じることや、自殺の模倣に対する懸念も示されている³⁴⁾。そのため、このような活動は人の生命に対する抽象的危険を有するものであり³⁵⁾、潜在的な自殺増加のリスクを回避するためにも刑法的な禁圧が必要だというのである。これに加え、人の死に関わることが商業化される危険も根拠の1つとして挙げられている³⁶⁾。

条文の文言には明確には表れていないが、理由書を一読すれば明らかなように、同法律案は前年にドイツ国内に設立された自殺介助団体の支部の活動を可罰化することを目論んだものである。処罰根拠に関する説明は冗長でわかりにくいが、要するに、自殺介助がビジネス・ライクに行われることにより、安易で性急な自殺や本人の自発的意思によらない自殺が増加することを危惧したも

³³⁾ BR-Drs. 230/06, S. 4 f.

³⁴⁾ BR-Drs. 230/06, Vorblatt S. 3 ff. さらに、BR-Plenarprotokoll 821, S. 108 f.

³⁵⁾ BR-Drs. 230/06, S. 3.

³⁶⁾ BR-Drs. 230/06. Vorblatt S. 4.

のといえよう。

同法律案は、同年4月7日の連邦参議院第821回本会議において、法務委員会の主管轄の下、同委員会、厚生委員会および内務委員の合同で審議されることと決せられた³⁷⁾。これらの委員会による勧告は、2008年6月に提出された³⁸⁾。法務委員会および厚生委員会は同法律案の連邦議会への提出を勧告するものであったが(内務委員会は提出に反対)、以下のように、その内容は2006年法律案とはかなり異なっている。その理由は、同勧告が、2006年の原案と、2008年4月9日にバーデン=ヴュルテンベルク州とバイエルン州が共同で連邦参議院法務委員会に提出した、自殺介助サービスの提供を目的とする団体の創設およびそのような団体への関与の可罰化を内容とする代替案(Ersatzantrag)との妥協の産物であるからだとされている³⁹⁾。

「217条 営業的かつ組織的な自殺介助

- (1) 他人に自殺のための機会を提供若しくは手配することにその目的若しくは活動が向けられている営業活動をし、又は同様のことにその目的若しくは活動が向けられている団体を設立した者は、3年以下の懲役又は罰金に処する。
- (2) 1項に掲げられた団体の構成員又は外部者として、当該団体のために精神的 又は経済的に重要な役割を果たした者も同様とする。| 40)

³⁷⁾ BR-Plenarprotokoll 821, S. 109 C.

³⁸⁾ BR-Drs. 436/08.

³⁹⁾ BR-Drs. 436/08, S. 9. 代替案の原文は参照することができなかった。内容は、Feldmann, a. a. O. (Fn. 9), S. 504 による。

⁴⁰⁾ 原文は以下の通り、

^{§ 217} Gewerbliche und organisierte Suizidbeihilfe

⁽¹⁾ Wer ein Gewerbe betreibt oder eine Vereinigung gründet, deren Zweck oder Tätigkeit darauf gerichtet ist, anderen die Gelegenheit zur Selbsttötung zu gewähren oder zu verschaffen, wird mit Freiheitsstrafe bis zu drei Jahren oder mit Geldstrafe bestraft.

⁽²⁾ Ebenso wird bestraft, wer für eine Vereinigung der in Absatz 1 bezeichneten Art als Mitglied oder Außenstehender geistig oder wirtschaftlich eine maßgebende Rolle spielt.

2006年の原案と大きく異なる点は、原案では利益追求目的を伴わない活動も含む「業として」という文言が用いられていたのに対し、勧告では「営業(Gewerbe)」という文言が用いられていることである。「営業」とは、利益獲得を目的とする業を職業的に営むことを指す⁴¹⁾。また、2項では、1項に規定された団体の活動に正犯的に関与した者を処罰する規定も置かれている。勧告の理由書を読むと、安易な自殺の助長や高齢患者に自殺を期待する雰囲気の醸成、自殺介助の商業化に対する懸念が根拠として示されているが、営利的な活動に処罰範囲を限定していることからみれば、Exit や Dignitas の活動よりも、クッシュの活動を特に念頭に置いたものとみてよかろう⁴²⁾。しかしながら、医師によるものも含め、完全に無償の自殺介助など実際上はありえないから、利益追求目的の有無の限界線は非常に微妙である。このことは、後に紹介する政府案でも同様に問題となる。

本勧告は2008年7月4日の連邦参議院第846回会議本会議で議題とされたが、勧告に示された改正案の連邦議会への提出に関する採決は見送られ、委員会で継続審議されることになった。それに代えて、13州⁴³⁾の共同提案による決議案が可決された⁴⁴⁾。その決議の内容は、緩和ケア医療およびホスピス業が強化されるべきであること、営業的な自殺介助を可罰化する構成要件の新設が必要であること、自殺介助サービスの提供を目的とする団体の創設やそのような団体で中心人物的な役割を担うことについては、どこまで可罰化が可能かについてさらに検討されるべきであることなどである⁴⁵⁾。この決議に対して

⁴¹⁾ BGHZ 74, 273.

⁴²⁾ もっとも、2008年の立法活動のきっかけとなったのは、前年に Dignitas がスイスで行った、2名のドイツ人に対する公共の駐車場での自殺介助だったという。Feldmann, a. a. O. (Fn. 9), S. 504.

⁴³⁾ バーデン=ヴュルテンベルク、バイエルン、ブランデンブルク、ブレーメン、ハンブルク、ヘッセン、メクレンブルク=フォアポメルン、ラインラント=プファルツ、ザールラント、ザクセン、ザクセン=アンハルト、シュレスヴィヒ=ホルシュタイン、チューリンゲンである。

⁴⁴⁾ BR-Plenarprotokoll 846, S. 219 C.

は、連邦参議院がクッシュの活動に対して対抗する意思があることを示すためのデモンストレーションだと揶揄する向きもある 460。

(2) ラインラント=プファルツ州による法律案 47)

前記決議の2年後、ラインラント=プファルツ州により、これまで取り上げた諸提案とは毛色の異なる法律案が連邦参議院に提出された。その内容は、自殺介助の広告行為を可罰化しようというものである。

「217条 自殺介助の広告

- (1) 集会で、又は文書(11条3項)の頒布により、公然と、その財産上の利益のために、又は著しく不快な態様で、
 - ①自殺の実行若しくは援助に対する自己若しくは他人によるサービス、又は
 - ②自殺に適した薬剤、物若しくは方法を、その効能を示した上で、

提供し、広告し、宣伝し、又はそのような内容の声明を公にした者は、2年以下 の自由刑又は罰金に処する。

(2) 広告の結果、1項に規定した行為を利用して人が自殺を試みたときは、3年以下の自由刑又は罰金に処する。」⁴⁸⁾

§ 217 Werbung für Suizidbeihilfe

- (1) Wer öffentlich, in einer Versammlung oder durch Verbreiten von Schriften (§ 11 Abs. 3) seines Vermögensvorteils wegen oder in grob anstößiger Weise
- 1. eigene oder fremde Dienste zur Vornahme oder Förderung einer Selbsttötung oder
- 2. Mittel, Gegenstände oder Verfahren, die zur Selbsttötung geeignet sind, unter Hinweis auf diese Eignung

anbietet, ankündigt, anpreist oder Erklärungen solchen Inhalts bekannt gibt, wird mit Freiheitsstrafe bis zu zwei Jahren oder mit Geldstrafe bestraft.

(2) Hat die Werbung zur Folge, dass eine Person unter Inanspruchnahme der Angebote des Absatzes 1 eine Selbsttötung unternimmt, so ist die Strafe Freiheitsstrafe bis zu drei Jahren oder Geldstrafe.

⁴⁵⁾ BR-Drucksache 436/1/08.

⁴⁶⁾ Feldmann, a. a. O. (Fn. 9), S. 505.

⁴⁷⁾ BR-Drs. 149/10.

⁴⁸⁾ 原文は以下の通り。

同法律案は、2010 年 5 月 7 日の本会議で、法務委員会を主管轄として(共同管轄は内務委員会)審議されることと決せられた $^{49)}$ 。同年 10 月 25 日付の委員会勧告は、2008 年の勧告 $^{50)}$ にラインラント=プファルツ州の案をわずかに加味しただけのものであった。委員会が同案を採用しなかった理由は、広告をせずに自殺介助により生計を立てる者を処罰できないのは不当だからだとされている $^{51)}$ 。

「217条 営業的かつ組織的な自殺介助

- (1) 他人に自殺のための機会を提供若しくは手配することにその目的若しくは活動が向けられている営業活動をし、又は同様のことにその目的若しくは活動が向けられている団体を設立し、かつその団体のために公然と宣伝をした者は、3年以下の懲役又は罰金に処する。
- (2) 公然と宣伝された1項に規定された種類の団体に首魁として関与し、又は 黒幕としてこれを援助した者も同様に処罰される。|

同勧告は、連邦参議院第876回本会議の議題となったが、議事から外された ⁵²⁾。結局、幾多の妥協を重ねたにもかかわらず、連邦参議院に提出された 法律案は、いずれも連邦議会への提出には至らなかった。

(3) 連邦政府による法律案

一方、連邦政府は、2012 年 3 月 9 日付の司法省案 $^{53)}$ を経て、同年 8 月 31 日付で連邦参議院に法律案を提出した $^{54)}$ 。同案が提案する 217 条の法文は以

⁴⁹⁾ BR-Plenarprotokoll 869, S. 122 D.

⁵⁰⁾ BR-Drs. 436/08.

⁵¹⁾ BR-Drs. 149/1/10, S. 11 f.

⁵²⁾ BR-Plenarprotokoll 876, S. 395 B.

⁵³⁾ 司法省案については、Gunnar Duttge, ZfL 2/2012, S. 51 ff.; Georg Freund/Frauke Timm, GA 2012, S. 491 ff. を参照。

⁵⁴⁾ BR-Drs. 515/12.

下の通りである。

「217条 職業的な自殺援助

- (1) 意図的かつ職業的に、他人に自殺の機会を提供し、手配し、又は仲介した者は、3年以下の懲役又は罰金に処する。
- (2) 職業的に行為しない共犯者は、1項に規定した他人が、親族又は自己と密接に関係するその他の者である場合には、処罰されない。」55)

連邦参議院に提出された法律案や勧告と比較すると、1項は、「業として」が「職業的に(gewerbsmäßig)」となったところを除けば、2006年のザールラント州ほか2州の案とほぼ同じである。

「職業的に」という概念は既に刑法典上の他の構成要件においても用いられている(146条2項、180a条1項、232条3項3号、243条第2文1項、253条4項第2文、260条1項1号、263条4項、267条3項第2文1号)が、その内容は、反復継続的行為により継続的にある程度の期間および額の収入源を得る目的で行為することを指す560。この要件により、原則として、自殺者の親族はもとより、医師も処罰範囲から除外されるというのが提案者の見解である。なぜなら、医師は自殺介助の対価として報酬を得るわけではないからであるという570。

これに対し、一身的処罰阻却事由を定めた2項の規定は、これまでの法律案にはみられなかったものである。同項が置かれた趣旨は、たとえば夫が終末期 患者である妻の自由な意思に応えて、彼女の死に付き添うために、彼女を営業

⁵⁵⁾ 原文は以下の通り。

^{§ 217} Gewerbsmäßige Förderung der Selbsttötung

⁽¹⁾ Wer absichtlich und gewerbsmäßig einem anderen die Gelegenheit zur Selbsttötung gewährt, verschafft oder vermittelt, wird mit Freiheitsstrafe bis zu drei Jahren oder mit Geldstrafe bestraft.

⁽²⁾ Ein nicht gewerbsmäßig handelnder Teilnehmer ist straffrei, wenn der in Absatz 1 genannte andere sein Angehöriger oder eine andere ihm nahestehende Person ist.

⁵⁶⁾ BR-Drs. 515/12, S. 8.

⁵⁷⁾ BR-Drs. 515/12, S. 9 f.

的な自殺介助者の下に車で送るといった事例のように、営業性を満たさない者が営業性を満たす正犯者の行為に共犯的に関与する場合に、28条1項により可罰的となってしまうことを避けることにあるとされている。これらの者は、自殺者に対する深い同情からこのような行為に及ぶのであり、当罰的ではないからだという 58)。

政府案の立法理由は、これまでの法律案のそれと大部分重複するが、特徴的な部分を抜き出すこととする。

まず、特に職業的な自殺介助に処罰範囲を限定したことについては、介助者に利益追求目的がある場合、自殺希望者に寄り添って自殺以外の選択肢を探すのではなく、対価を得るために効率的に「サービス」を提供することに主眼が置かれることになるため、そのような介助行為の提供がなければ自殺を実行しなかったであろう者まで自殺を実行してしまうおそれがあることが挙げられている。ただ、職業的な自殺介助が自殺の増加につながるか否かについては、確たる学問的証拠はないという。それでも、生命法益の重要さに鑑みれば、両者の関係の因果連関が少なくとも蓋然的であるといえれば、犯罪化することは妨げられないとしている。問題は、そのような因果連関の蓋然性が認められるか否かであるが、これについては、オランダで積極的安楽死および自殺介助が合法化されて以来、これらに該当する殺人の数が増加していること、ベルギーでも同様であること、スイスでは自殺全体の数は安定しているが、自殺介助団体(立法理由書は、このような団体のことを「準職業的(quasi gewerbsmäßig)」だと表現している)による自殺の数は増加していることが挙げられている 59)。

これに対し、「業として」を要件とする 2006 年の法律案については、反復継続の意思だけで不可罰の行為(自殺関与)を可罰化する十分な根拠となるのか疑問であること、集中治療病棟や重症患者病棟で働く医師が 1 回以上自殺介助を行った場合に、処罰範囲から除外することが困難であるといった理由で斥けている 600。

⁵⁸⁾ BR-Drs. 515/12, S. 12.

⁵⁹⁾ BR-Drs. 515/12, S. 3 f.

論説 (佐藤)

次に、行政的統制だけでも十分ではないかという点に関しては、オランダでは自殺介助の統制のために課されている報告義務が実務上十分に果たされていないこと、警察法上の禁止命令は公共の安全および秩序に対する危険という一般条項に頼らざるをえないため職業的な自殺介助の抑止には十分ではなく、刑法的な禁止規範によって禁止される行為の内容と限界を明確に定めるべきであることが指摘されている ⁶¹⁾。

政府案は、ラインラント=プファルツ州の案とともに 2012 年 10 月 12 日の連邦参議院第 901 回本会議で審議された。その結果、ラインラント=プファルツ州の案の連邦議会への提出は否決され、政府案については連邦参議院としての意見表明は決議されなかった $^{62)}$ 。その後、政府案は、同年同月 22 日付で連邦議会に提出された $^{63)}$ 。

5 政府案をめぐる議論

(1) 連邦参議院での議論

同院第901回本会議では、ラインラント=プファルツ州が改めて自殺介助の広告処罰を主張した⁶⁴⁾。しかし、多数意見とはならなかった。ニーダーザクセン州は、「職業的に」の要件は立証困難であり、政府案では象徴立法に陥るとして批判し、組織化された業としての自殺介助にまで処罰範囲を拡大することを主張した⁶⁵⁾。バイエルン州は、政府案に賛成する意見を表明したものの、前述のように、結局、連邦参議院としての意見表明は決議されなかった。

⁶⁰⁾ BR-Drs. 515/12, S. 6.

⁶¹⁾ BR-Drs. 515/12, S. 5 f.

⁶²⁾ BR-Plenarprotokoll 901, S. 436 ff.

⁶³⁾ BT-Drs. 17/11126.

⁶⁴⁾ BR-Plenarprotokoll 901, S. 437 f.

⁶⁵⁾ BR-Plenarprotokoll 901, S. 438 f.

(2) 連邦議会での議論

ア 第1読会における議員の発言

2012年11月29日の本会議で行われた第1読会では、5名の議員による一般 討論が行われた(内訳は、キリスト教民主同盟/キリスト教社会同盟から2名、社会民主党から1名、左派党から1名、同盟90/緑の党から1名。なお、本法案は倫理的にあるいは道徳的に極めて微妙な問題に関するものであるため、党議拘束はかからなかった模様である)。このうち、政府案に反対し自殺教唆のみの可罰化を主張した同盟90/緑の党のイェジ・モンタークを除く他の4名の議員は、政府案を支持、もしくは政府案よりも処罰範囲を広げ、組織的な自殺介助一般の処罰を求める立場であった 660。このことは、次にみる専門家の意見とは好対照である。

イ 法務委員会による公聴会での専門家の意見

本政府案の審議を担当した法務委員会は、2012 年 12 月 12 日に、9 名の専門家を招いて公聴会を行った $^{67)}$ 。その職業による内訳は、刑法学者 2 名、公法学者 2 名、医師 3 名、法曹実務家 2 名であった。そのうち、刑法学者のヘニング・ローゼナウ $^{68)}$ 、同じく刑法学者のフランク・ザリガー $^{69)}$ 、公法学者のローゼマリーエ・ヴィル $^{70)}$ 、ドイツ弁護士会のジーナ・グレーヴェ $^{71)}$ の 4 名

⁶⁶⁾ BT-Plenarprotokoll 17/211, S. 25892 f., 25953 ff.

⁶⁷⁾ 同公聴会に関する資料は、連邦議会のウェブアーカイブから参照することができる。 以下の URL から"Öffentliche Anhörungen"→"Archiv der öffentlichen Anhörungen"→"Mittwoch, 12. Dezember 2012, 15.00 Uhr — Förderung der Selbsttötung"とたどれば資料に到達することが できる。本文で挙げる各専門家の意見書も、ここから参照されたい。

http://webarchiv.bundestag.de/cgi/show.php?fileToLoad=2930&id=1223

⁶⁸⁾ Henning Rosenau, Stellungnahme zum geplanten § 217 StGB n. F. –BT-Drs.17/11126. 同教授の見解については、ヘニング・ローゼナウ(甲斐克則/福山好典訳)「ドイツにおける臨死介助および自殺幇助の権利」比較法学 47 巻 3 号(2014 年)216 頁以下も参照。

⁶⁹⁾ Frank Saliger, Schriftliche Stellungnahme zur öffentlichen Anhörung der Rechtsausschusses des Deutschen Bundestages am 12. 12. 2012.

⁷⁰⁾ Rosemarie Will, Stellungnahme der Humanistischen Union zum Referentenentwurf eines Gesetzes zur Strafbarkeit der gewerbsmäßigen Förderung der Selbsttötung.

の法律家が職業的自殺介助の可罰化に反対、ドイツホスピス財団のオイゲン・ブリシュ $^{72)}$ 、緩和ケア専門医のライナー・フラインハーゲン $^{73)}$ 、ドイツ連邦 医師会のマリス・ヒュブナー $^{74)}$ 、公法学者のキリル=アレクサンダー・シュヴァルツ $^{75)}$ 、裁判官のユルゲン=ペーター・グラーフ $^{76)}$ の 5 名が、政府案に 賛成か、またはそれ以上の範囲の可罰化を望むものであった。

反対意見の根拠としては、刑法上、正犯なき共犯は不可罰であり、自殺は不可罰だから、その教唆または幇助も不可罰である、自殺意思が真摯なものであり、かつ熟慮に基づく限り、自殺介助の処罰には保護法益が欠ける(ローゼナウ)、自殺介助の商業化への対抗手段として刑事制裁は不要であり、行政的規制で足りる(ザリガー、グレーヴェ)、ドイツには政府案でいう職業性を満たすような事案はみられず、立法事実がない、自殺介助の商業化と自殺の増加との関係について政府案が示すデータは不適切 77) であり、両者の関連性を示すも

⁷¹⁾ Gina Greeve, Stellungnahme des Deutschen Anwaltvereins durch den Strafrechtsausschuss zum Referentenentwurf des Bundesministeriums der Justiz Entwurf eines Gesetzes zur Strafbarkeit der gewerbsmäßigen Förderung der Selbsttötung.

⁷²⁾ Stellungnahme des Sachverständigen Eugen Brysch, Vorstand der Patientenschutzorganisation Deutsche Hospiz Stiftung zum "Entwurf eines Gesetzes zur Strafbarkeit der gewerbsmäßigen Förderung der Selbsttötung" (BT-DRS 17/11126).

anlässlich der Anhörung im Rechtsausschuss des Bundestages am 12. Dezember 2012.

⁷³⁾ Rainer Freynhagen, Persönliche Stellungnahme zum Entwurf eines Gesetzes zur Strafbarkeit der gewerbsmäßigen Förderung der Selbsttötung (BT-DRS 17/11126).

⁷⁴⁾ Marlis Hübner, Stellungnahme der Bundesärztekammer zu dem Regierungsentwurf eines Gesetzes zur Strafbarkeit der gewerbsmäßigen Förderung der Selbsttötung (BT-Drs. 17/11126).

⁷⁵⁾ Dr. Kyrill-A. Schwarz, Sachverständige Stellungnahme zu dem Gesetzentwurf der Bundesregierung ("Entwurf eines Gesetzes zur Strafbarkeit der gewerbsmäßigen Forderung der Selbsttötung") vom 22. Oktober 2012 (BT-Drs. 17/11126).

⁷⁶⁾ Jürgen-Peter Graf, Stellungnahme zur öffentlichen Anhörung des Rechtsausschusses des Deutschen Bundestages am 12. Dezember 2012 in Berlin.

⁷⁷⁾ オランダおよびベルギーの統計は積極的安楽死を含むため、自殺介助の商業化と自殺の増加の関連性を示すものではなく、またスイスのデータは組織的な自殺介助と自殺の増加の関連性を示すものであり、自殺の商業化と自殺の増加の関連性を示すものではないため、不適切だというのである。

のではない(ザリガー、ヴィル)などが挙げられている。

一方、自殺関与の一部可罰化に賛成の意見は、政府案に賛成(フライハーゲン)または政府案は立法裁量の範囲内(グラーフ)とするもののほかは、政府案では処罰の間隙が生じるため、可罰化の範囲をより拡大すべきだとするものであった。その理由としては、自殺の非タブー化の懸念は、自殺介助が商業的な動機から行われる場合に限らず、組織的・計画的に反復して行われる場合にもあてはまる(ブリシュ)、自殺介助の職業性の認定は困難であり、定款上非営利性を標榜すれば処罰を免れてしまう、組織的な自殺介助を法が放任することは、国家がそのような活動を是認しているという印象を与えてしまう(ヒュブナー)ということなどが挙げられている。また、2項については、親族が自殺介助に協力する際の心情が常に同情的であるとは限らない(ヒュブナー)、「自己と密接に関係するその他の者」は不明確すぎる(グラーフ、ヒュブナー)として削除を求める意見もみられた。理論的な面からは、シュヴァルツが、刑法の倫理形成力に言及し、自殺意思を促進・強化すると推定される組織的・商業的自殺介助に対し、刑法が否定的評価を示すべきだとしている点が注目される。

公聴会での議論をみてわかるのは、法律家は、自殺関与の一部可罰化に消極的な傾向にあるということ、対照的に、医師の代表者の間では、職業的自殺介助はもとより、組織的な自殺介助の可罰化を求める声が強いということである。しかし、医師集団のこのような態度は、彼ら自身の自殺介助に対する自制的態度と相まって、この問題を複雑にさせている。

以下では、自殺介助の問題に関する医師会の態度と、自殺関与の一部可罰化 に否定的な意見の強い刑法学者の間の議論を紹介する。

(3) 医師会の態度

前述の連邦議会法務委員会公聴会におけるヒュブナーの意見をみればわかるように、連邦医師会は、Dignitas や Exit といった団体の活動に一貫して拒絶的な態度を示しており、組織的な自殺介助一般を可罰化するよう求める態度を

とっている。だが、その一方で、自殺介助をそのような団体ではなく医師の手に委ねよと主張しているわけではない。それどころか、医師による自殺介助にも否定的である。連邦医師会による「医師による死の看取りの諸原則」(2011年1月21日改訂)の前文では、「自殺への協力は医師の任務ではない」と明記され⁷⁸⁾、2011年の第114回ドイツ医師会議(Deutscher Ärztetag)で決議された模範職業規則16条第3文では、自殺介助の禁止が明記されている⁷⁹⁾。もっとも、自殺介助の禁止に関する模範職業規則の規定はすべての州の医師会に受け入れられているわけではないようである⁸⁰⁾。また、ベルリン行政裁判所も、医師に対する無制約の自殺介助の禁止は、医師の良心の自由および職業遂行の自由と調和しないと判断している⁸¹⁾というが、連邦レベルの医師会が自殺介助に否定的な態度を取り続けていることの持つ意味は重いといえよう。

このように、医師集団が、少なくとも公式には自殺介助に自制的な態度を示していることから、次のような問題が生じる。すなわち、仮に、自殺介助団体の活動が可罰化の対象となり、医師も自殺介助に消極的な態度をとり続けるとすれば、耐え難い苦痛に苛まれ自殺を望む終末期患者はいったい誰の手を借りればよいのか、という問題である。このことから、これらの患者の最後の逃げ道として自殺介助団体の存在意義は認めるべきだという見方 82) や、自殺介助団体の活動を刑法上禁止するのであれば、同時に医師による自殺介助の不可罰性を法律上明記する必要があるという立場が出てくる 83)。したがって、自殺関与の一部可罰化に関する議論は、組織的・職業的な自殺介助を刑法上違法と評価すべきか否かという単純な問題にとどまらないものであることに注意する必要がある。

⁷⁸⁾ DÄBI 2011, S. A346.

⁷⁹⁾ 同規則は、以下のウェブサイトからダウンロード可能である。 Bundesärztekammer, (Muster-) Berufsordnung für die in Deutschland tätigen Ärztinnen und Ärzte (Stand 2011), http://www.bundesaerztekammer.de/page.asp?his=1.100.1143#III

⁸⁰⁾ Gunnar Duttge, MedR 2014, 622; Schöch, a. a. O. (Fn. 11), S. 588 f.

⁸¹⁾ VG Berlin MedR 2013, 58.

⁸²⁾ Schöch, a. a. O. (Fn. 11), S. 598.

(4) 刑法学者による批判

刑法学者の間では、職業的な自殺介助の可罰化を内容とする政府案に批判的な見解が強い。

まず、立法事実がなく、象徴立法にすぎないという批判がある。高額の報酬を得て自殺介助サービスを行うという事案は過去には存在したが、警察による禁止命令により活動を中止したため、もはやドイツではそのような活動を行う団体は存在しないというのである⁸⁴⁾。また、職業的な自殺介助の規制の必要性は認めつつも、刑事罰による必要はなく、行政上の規制で足りるとする批判もしばしばみられる⁸⁵⁾。

しかし、この批判は空振りに終わっているといわざるをえない。これらの批判は、2008年に起きたクッシュの事件では行政的措置が効果を挙げたことを念頭に置いたものだと思われるが、報道によれば、彼は自殺介助の活動を再開しており、しかもそれに対する報酬は高額だとされているからである⁸⁶⁾。この報道が正しいとすれば、行政的規制は一時的な効果しか持たず、まさに政府案が可罰化の対象としようとしている行為がドイツにおいて行われている可能性があるということになる。また、自殺介助の広告の規制や、記録および情報公開の義務づけ、公的機関による定期的な検査、自殺介助活動の認可のための条件を明確に定義することなどの行政的規制により商業化は回避可能だという主張⁸⁷⁾についても、その実効性を担保するための罰則が必要であることはもとより、商業化された自殺介助に対する刑事罰を設けておかねば、そのような規制を無視して自殺介助を行う者が現れた場合に有効な対処をすることができ

⁸³⁾ 最も端的にこの立場を示しているのが、Borasio/Jox/Taupitz/Wiesing, a. a. O. (Fn. 3) である。同書は、自殺関与一般を可罰化する一方で、医師による自殺介助については、一定の要件を満たした場合には、「違法ではない」と明記する規定を置くことを提言するものである。

⁸⁴⁾ Schöch, a. a. O. (Fn. 11), S. 598 f.

⁸⁵⁾ Duttge, a. a. O. (Fn. 53), S. 52; Claudia Kempf, JR 2013, S. 14.; Claus Roxin, GA 2013, S. 325.

⁸⁶⁾ Die Welt, 5. 2. 2014, S. 5.

⁸⁷⁾ Eric Hilgendorf, JZ 2014, S. 548.

ないのではないかという疑問がある。したがって、職業的な自殺介助を望まし くないものとしつつ、刑事罰は不要だという批判は、机上のものでしかない。

より重要なのは、現行法上不可罰の自殺関与のうち、職業的なものに限って可罰化することに対する批判であるように思われる。この点に関し、正犯なき共犯は不可罰だから自殺関与は一般的に不可罰とされるべきだという形式論理的な批判は十分ではない。なぜなら、これまで議会に提出されてきた諸法律案は、可罰化の対象とされるべき行為が他の自殺関与行為と比較して、安易な自殺を促しやすいという意味で生命に対する抽象的危険を有するものだということを根拠にしているからである。これに対し、刑法学者は、職業的な自殺介助と自殺の増加との関連性は証明されていないとする 88)。しかし、「死」がビジネスの対象になりかねないという未曽有の状況下で、自殺の非タブー化や終末期患者の自殺の日常化に対する懸念から、自殺の商業化を招くおそれのある行為を刑法上禁止することは、およそ不合理だとはいえないように思われる。この点は、環境刑法などのいわゆる「現代的刑事立法」とも共通するところがあるであろう。

自殺関与の一部可罰化に反対する見解の中には、自殺介助団体の活動をむしろ積極的に評価する者もいる $^{89)}$ 。ヒルゲンドルフは、Dignitas や Exit といった団体は、自殺希望者との面談の際に自殺以外の選択肢を提示するなど、生きることを促す方向での助言も行っているため、その活動はむしろ自殺防止に役立っているという $^{90)}$ 。また、自殺希望者が、専門家の手を借りずに自ら苦痛を伴う方法で自殺を図ったり、闇医者の手を借りることを防ぐ役割も果たしているという $^{91)}$ 。このことから、これらの自殺介助団体の活動が道徳的にも法的にもいかがわしいグレーゾーンに属するという従来のイメージは捨て去られなければならないとする $^{92)}$ 。ヒルゲンドルフは、これらの団体の活動の透明

⁸⁸⁾ Hilgendorf, a. a. O. (Fn. 87), S. 547.

⁸⁹⁾ Hilgendorf, a. a. O. (Fn. 11), S. 479 ff.

⁹⁰⁾ Hilgendorf, a. a. O. (Fn. 11), S. 480 f., 487; ders, a. a. O. (Fn. 87), S. 547.

⁹¹⁾ Hilgendorf, a. a. O. (Fn. 11), S. 487.

性を確保し、その活動が商業的なものに堕落しないために必要な行政的規制は加えるべきであるが ⁹³⁾、規制としてはそれで十分だと主張するのである。

Dignitas や Exit による活動を積極的に評価し、その可罰化を批判するヒルゲンドルフの見解は極めて明快である。だが、前述したように、商業化した活動に対する刑事罰を用意しなくては、それらの行政的規制の実効性も期待できないであろう。ヒルゲンドルフは、スイスにおける行政的規制に範を求めるべきだとするが ⁹⁴⁾、スイスでは「利己的な動機」による自殺関与が可罰的である点で、ドイツとは前提が異なっているのである。

6 結びに代えて

自殺関与の一部可罰化に関する立法については、約10年間にわたり議論が重ねられているが、いまだに実現していない。キリスト教民主同盟、キリスト教社会同盟および社会民主党の大連立政権は、2015年中の法案の連邦議会通過を目指すようだが、先行きは不透明である。私が収集しえた資料をみる限り、その原因は、可罰化に反対する意見が強いということよりは、可罰化の限界線をどこに引くかについて議論が紛糾していることにあるように思われる。最後に、簡単に私なりに対立の構図をまとめてみよう。

まず、Dignitas や Exit の活動を可罰化の対象とすべきかをめぐって綱引きが行われているようにみえる。ザールラントほか 2 州による 2006 年法律案は、「業として」の自殺介助の可罰化を求めるものであり、これらの団体の活動を明らかにその対象として含むものである。これに対し、「利欲にかられて」を要件とする 2005 年代案などの射程には、これらの団体の活動は入ってこない。その中間に位置するのが政府案であるが、職業性の要件の適用範囲が不明確であり、両方の立場から批判を受ける形になっている。

⁹²⁾ Hilgendorf, a. a. O. (Fn. 11), S. 491.

⁹³⁾ Hilgendorf, a. a. O. (Fn. 11), S. 493 ff.; ders, a. a. O. (Fn. 87), S. 548.

⁹⁴⁾ Hilgendorf, a. a. O. (Fn. 11), S. 494 ff.

論説 (佐藤)

次に、医師による自殺介助の取り扱いについても、その許容を拒絶する連邦 医師会と、その職業法上の解禁を求める立場が対立しているが、政府案の文言 だけをみる限り、これが可罰化の範囲に入るのか否かは明快ではない。また、 一身的処罰阻却事由を定めた政府案 217 条 2 項の「自己と密接に関係するその 他の者」に自殺希望者の家庭医などが該当するか否かについても、その文言か らは必ずしも明確とはいえない。そのため、この点についても、両方の立場か らの挟撃を受ける格好となっている。

それぞれの立場が受け入れ可能な妥結点を見出すことができるのか、それと も妥結点を見出せぬまま議論が棚上げとされるのか、今後の動向が注目される。